

平成30年度 神奈川県立横浜栄高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立横浜栄高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

1 実施責任者

不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長 及び副校長、教頭、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

神奈川県職員行動指針ハンドブックを活用し、公務員としての自覚や倫理意識を醸成する。また、グループや年次及び企画会議、職員会議等の会議を利用して不祥事防止に対する意識を高める。

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）

ア 目標

法令等を遵守する意識の向上を図り、公務外非行等を防止する。

イ 行動計画

- 職員行動指針の周知・徹底を図る研修会を実施する。
- 校長が全職員と面接を行い、事故・不祥事防止を図る。
- 各グループ、年次、教科等での話し合いや連絡などを通して意識の向上を図る。
- 朝の職員打合せで全職員が「事故防止の一言」を紹介し、事故防止の意識向上を図る。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

人権を尊重する立場に立って指導を行い、わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- 啓発資料等を活用した研修会を実施し、人権意識の醸成を図る。
- 教職員や教育実習生に対し、「セルフチェックリスト」を活用した研修を実施する。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

人権を尊重する立場に立って指導を行い、体罰、不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- 「日常の振り返りシート」を用いて、人権尊重の姿勢を再確認する。
- 「体罰防止ガイドライン」をもとに、不適切指導防止を目的とした研修会を実施する。

(4) 入学者選抜業務に係る事故防止

ア 目標

入学者選抜における公平・公正さを意識し、事故のない選抜業務を遂行する。

イ 行動計画

- 入選業務マニュアルを作成し、業務の理解を徹底するための研修会を適宜実施する。
- 全職員による点検体制の強化を図る。

(5) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

成績処理・定期試験実施・進路関係書類作成における事故防止を図る。

イ 行動計画

- 単位制学校運営支援システム・暗号化システムの利用研修を実施する。
- 成績や出席状況に関する資料を適切に作成するとともに、教務手帳の一元管理を行う。
- 要項等の確認を徹底して行い、生徒の進路に係る出願や推薦等の手続きを遺漏なく行う。
- 調査書や推薦等の進路関係書類を適切に作成し、点検・チェックする。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の流出を未然に防止するとともに、公文書の適切な管理に努める。

イ 行動計画

- 個人情報の取扱いについての遵守事項を明確にするとともに、個人情報取り扱いについての研修会を実施し教職員全体の意識を高める。
- 情報セキュリティポリシーの研修を行い、個人情報管理の適切な管理のためのパスワード設定や文書の誤廃棄防止等に努める。また、個人情報等持出し、記録媒体使用等についての点検を行う。

(7) 会計事務等の適正執行

ア 目標

生徒・保護者から委託された財産であるという意識を持ち、私費に関わる事故を未然に防止する。備品の現物照合を適切に行う。

イ 行動計画

- 「私費会計事務処理の手引き」に沿って、適切に会計処理を行う。
- 私費の取り扱いについての会計担当者に対する研修会を実施する。
- 年度当初に定めた予算案に基づき、計画的な予算執行を行う。
- 備品の現物照合を適切に行う。

(8) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通法規の遵守を徹底し、交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 啓発資料等を用いた研修の実施やポスター、標語等の掲示により職員の交通安全に対する意識を高める。
- 地区交通安全大会の成果をもとにPTAと連携し交通安全への意識向上を図る。

3 検証

(1) 中間検証

各課題の行動計画について、平成30年10月末までの実施状況を確認し、不足している事項については平成30年11月に補完措置を講ずる。

(2) 最終検証

各課題の行動計画に基づいて、平成31年3月初旬に実施状況を確認するとともに目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は、新たな目標設定を行った上で、平成31年度における「横浜栄高等学校不祥事ゼロプログラム」を設定する。

4 実施結果

3の(2)の最終検証を踏まえて「実施結果」を取りまとめ、検証結果を本校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。